

令和2年度

第3回高知県子どもの環境づくり推進委員会

令和2年11月1日(日)

学校安全対策課 資料

高知県自転車ヘルメット着用推進事業  
に係る取組について



## 目次

自転車ヘルメット購入費への助成について (チラシ) . . . . . 1

「かぶつとこ通信」第2号ダイジェスト版

（「命を守るヘルメット！」講演会～みんなあでかぶろうや～） . . . . . 2

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 . . . . . 3

交通安全教育教材「Traffic Safety News (TSN)」 . . . . . 7

自転車乗車中の事故の状況 . . . . . 9

「命を守るヘルメット！」講演会 参加者アンケートより . . . . . 10



# かぶみん なであ ろっや でや!

パレードはとても楽しかったです。  
ヘルメットは、  
命を守るためのものなので、  
みんな着けた方がよいと思います。

少し頭がかゆくなったり、  
髪型がくずれたりするかもしれませんが、  
「命に比べれば小さなこと」です。  
皆さんも自分のために、  
ヘルメットを着用しましょう。

(交通安全自転車パレード参加生徒より)

ヘルメットを  
つけると  
つけないのでは、  
安心感が違うなど  
思いました。  
自分の安全のために  
1人でも多くの人に  
ヘルメットを  
着用してほしいです。



■ 高知南警察署主催 自転車交通安全パレード 高知南中学・高等学校の生徒22名がヘルメットを着用して参加

色も、  
形も、  
いろいろ



平成31年4月1日「高知県自転車の安全で  
適正な利用の促進に関する条例」が施行。  
18歳以下の人がヘルメットを着用することが  
保護者の努力義務として明記されました。

助  
成  
金  
の  
制  
度  
も  
あ  
る  
ね  
き

## 自転車ヘルメット購入費への助成について

【対象】 県内の小中高校生で、自転車通学をしている児童生徒

【方法】 〈県立・私立・国立学校〉

販売協力店において、一人2,000円値引き

〈市町村立学校〉

ヘルメット購入に係る補助制度がある市町村の場合、

県から市町村を通じて一人1,000円補助

(各市町村によって補助の状況が異なります)



■お問い合わせ先  
(助成制度について) 県教育委員会 学校安全対策課  
088-821-4533

■詳細  
(学校安全対策課HP) <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301>

高知県教育委員会



令和2年8月6日（木）に行われた高知南警察署主催による「命を守るヘルメット！」講演会～みんなあでかぶろうや～の内容について紹介します。



## ■ R2.8.6開催「命を守るヘルメット！」講演会～みんなあでかぶろうや～

8月6日（木）に高知南警察署の主催による「自転車乗車時のヘルメット着用」をテーマにした講演会が開催されました。当日は、中学生、高校生、教職員、地域の方、総勢112名が参加しました。

### 講話



講師の塩見絵里香さんは、自身のお子さんが自転車乗車中に交通事故に遭い、一時意識不明の重体になった経験をされた方で、講演では入院中の映像を使いながら、家族の苦しみや後悔を自身の体験を踏まえて、お話してくださいました。

息子さんは、当時の状況を振り返りながら、「ヘルメットを被っていれば、こんなことにはなっていなかったかもしれない」「ヘルメットを被ることで交通事故から命を守ることができるので、自分の命をより大切にする選択をしてほしい」と参加者に向けて訴えかけました。

### 【事故の衝撃を実感】

講演に続いて、高知南警察署の交通課長が県内の自転車交通事故状況についての説明をしてくださいました。

また、実際に自転車乗車中に事故に遭われた方（大人）が被っていたヘルメットの展示もありました。

壊れたヘルメットの形状から、事故発生時に頭部が受ける衝撃の大きさがうかがえ、ヘルメットを着用していたからこそ命が助かったことが実感できるものでした。



事故後のヘルメット

頭部への衝撃はとて大きい！！

ヘルメット  
試着コーナー  
もありました。

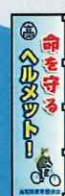


実際に  
かぶってみて  
意外と……  
悪くない！

### 【みんなでヘルメットを被るためのグループ・ディスカッション】

中学生・高校生からは、「校則でヘルメットを着用しなければならないと決まっていたら着用する人は増えると思う。」「まずは、自分が着用し、周りに呼びかけることが大事だと思う。」「ヘルメットを着用している時と、着用していない時の危険度の違いをもっと知ってもらおう。」など、様々な意見が出され、活発な話し合いとなりました。

また、実際に交通事故に遭った経験のある生徒から「ヘルメットを被ることで交通事故から命を守ることができるので、自分の命をより大切にする選択をしてほしい」との声もありました。



講演会の感想からは、「ヘルメットが命を守るために大切なことがわかった」「これからは自分がヘルメットを被ったり、重要性を周囲に広めたりしていきたい」など、今後の自分自身の行動について、前向きな声が多く聞かれました。

みんなあでかぶろうや！

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

○高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成 30 年 10 月 19 日条例第 52 号)

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は、経済性及び利便性が高く、気軽な交通手段として、日常生活の中で、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層に利用されている。また、健康増進や環境への関心の高まり、更にはスポーツとしてのサイクリングの人気の広まりからも、今後更に自転車の利用は増えるものと思われる。

一方で、自転車はその身近さゆえに、道路交通法に規定された車両であるという認識が低くなりがちであり、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が、時として重大な交通事故を引き起こし、自転車利用者が高額な賠償を求められる事例も発生している。また、配慮を欠いた自動車の運転により、子どもをはじめとした自転車利用者が被害者となる交通事故も起きている。

そのため、県、県民、自転車利用者等のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育を通じて、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要である。

ここに、自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、特に少子高齢化が進む本県において、子どもや高齢者など交通弱者が脅かされることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等(法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村との連携)

第3条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進する上で市町村が果たす役割及び県と市町村との連携の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第6条において同じ。)の運転者としての責任を自覚し、法その他関係法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(県民の役割)

第5条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車等を運転する者の責務)

第6条 自動車等を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する県民及び事業者の理解を深めるための取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第9条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の長(次項において「校長」という。)は、その児童、生徒又は学生に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。

3 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第11条 児童等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備等)

第12条 自転車利用者(自転車の利用に係る管理を行う者を含む。以下この条及び第14条において同じ。)、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施設その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

第13条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供)

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。ただし、当該自転車を購入した者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができた場合は、この限りでない。

(広報及び啓発等)

第16条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車に係る利用環境の整備)

第17条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



自転車交通安全教育の時間 令和元年6月号（第67号）

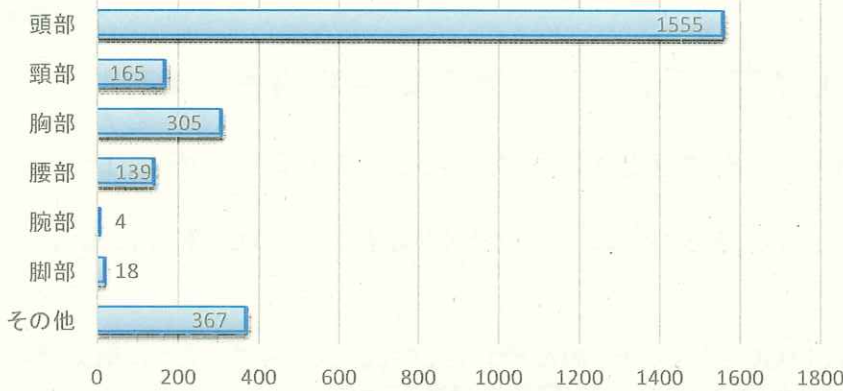
# Traffic Safety News

～自転車用ヘルメットの重要性～



## 1 全国の自転車乗用中死者の人身損傷主部位（H26年～30年合計）

交通事故で亡くなった方が損傷した部位

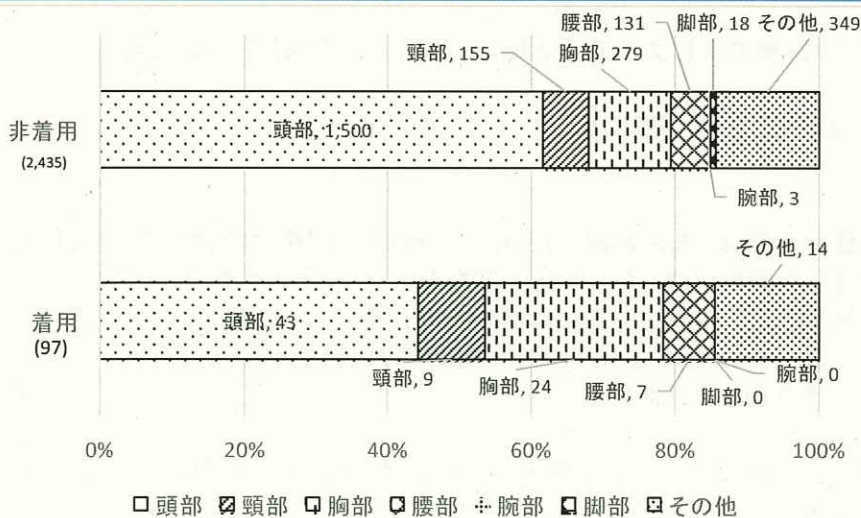


左のグラフは、全国で自転車乗用中に、交通事故で亡くなった方の「主な損傷部位」を表したものです。

自転車乗車中に亡くなった方の【約61%】が頭部を負傷しています。

もし、頭部を守るヘルメットを被っていたら・・・、「怪我をしなかったかもしれない」「命を落とすことなく、怪我をしただけですんだかもしれない」と思いませんか？

## 2 全国の自転車乗用中の交通事故における死者の主な損傷部位（ヘルメット着用状況別）



左のグラフは、全国の自転車乗用中に交通事故で亡くなった方について、ヘルメット着用状況別に比較したグラフです。

交通事故により亡くなった方で、ヘルメットを着用していなかった方の【約62%】が、頭部負傷により命を落としています。

一方、ヘルメットを着用していた場合は、【約44%】となっています。

ヘルメットの着用により、頭部への負傷を軽減できることが改めてわかります。

## 3 ヘルメット着用状況別の致死率について ※致死率とは、死傷者のうち死者が占める割合です。

自転車乗用中死傷者のヘルメット着用状況別をみると、ヘルメット非着用は着用は比べて、

**「致死率が約2.5倍」**

と高くなります。

自転車乗用中のヘルメット着用は、万が一の交通事故に遭ったとき、被害軽減してくれるものとなります。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用するようにしましょう。

### 【ヘルメット着用の努力義務】

平成31年4月1日に、高知県自転車条例が施行され「保護者は18歳以下の児童等が自転車を利用する時は、自転車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。」と定められました。



命を守るヘルメット！

自転車交通安全教育の時間 令和元年9月号(第69号)

# Traffic Safety News



～自転車乗車用ヘルメットを着用しよう!!～



皆さん、夏休みは楽しく過ごしましたか？

今月の「Traffic Safety News(69号)」は、ヘルメットの重要性を訴える作文をご紹介します。ご家庭で読んでいただき、自転車乗車用ヘルメットの必要性を考えてみてください。



## 「かっこいいとか悪いとかじゃなくて」

(岐阜県 中学2年生 A君)

「ヘルメットはさあ、とりあえず首にひっかけておいて、先生とかに会ったらさつとかぶればいいんだよ。」と友だちに言われた。

うん、そう言う気持ちも分かる。でもやっぱり、ぼくにとってヘルメットは正しくかぶるべきものだ。それは、ぼくが身をもって経験したからだ。

小五の時、夕方にお遣いを頼まれたぼくは、いらいらしていた。めんどくさくてたまらなかった。たった数分離れた祖母宅に行くだけなのに、いやでいやでしょうがなかったぼくは、自転車で行くことにした。

すごいスピードで祖母宅に行き、おにぎりをもらって、またすごいスピードで帰った。下り坂で曲がり角のところも、加速したスピードのままつこんだ。そして、直進してきた車にぶつかった。自分からぶつかっていったような、そんな感じだった。

あとは、何が何だかわからない。相手の人や警察の人に大丈夫かと聞かれ、ぼくはどこも痛くないと答えた。本当にどこも痛くなかった。

両親もかけつけたが、ぼくは、道路に散らばったご飯粒が気になって、「おにぎりが…、おにぎりが…」と必死になってかき集めていた。

その後母に連れられて病院へ行き、家に着いたのは、九時半過ぎだった。祖母は、ぼくの家で待っていてくれた。悪いのはぼくなのに、「おばあちゃんが、お遣いを頼んだばかりに…。ごめんね…」と何度も謝られた。

母が小学校に連絡を入れたら、担任の先生がわざわざぼくに会いにきてくれた。遅いし、無事なので電話でも伝えたが、それでも「A君の元気な顔を一目、見たいので…」と十時ごろ家に来てくださった。

こうして、ぼくにとって、これまでの人生で一番長かった日が終わった。

翌日、自分の身体を見てみたら、太ももの内出血がすごかった。痛みもあった。かけていた眼鏡は、こわれて使えなくなっていた。自転車も、大きく曲がって、廃棄しなければならないほどだった。

ぼくは、一人になって、昨日のことを、改めて思い返していた。事故って、一瞬の出来事だけれど、車のスピードやぼくの飛び出すタイミング…いろいろな要素がからんでいる。その時に、何かがちよっとでも違っていたら、ぼくは今、生きていないかも…そう思った。

はっとした。腹を立ててお遣いに行った時、自分では意識していなかったけれど、ヘルメットはかぶって出かけたんだ。もちろんあごひももしっかり締めて。「ぼくのヘルメットは。」と母に聞くと、ヘルメットをぼくに手渡してくれた。ヘルメットは、割れていた。



ぼくがこれだけの軽症ですんだのは、ヘルメットに守られたからだ。もしかぶっていなかったら…と考えると、さっきよりも増して、今、生きていなかった可能性の大きさに気付かされた。

ヘルメットをかぶるなんてかっこ悪いという人もいる。でも、ぼくは、ヘルメットに救われた。だから、ヘルメットは絶対にかぶる。命を落とすことも悲しいし、周りの人をこんな悲しませるといふことも知ったから。友だちにもこのことを強く伝えていきたい。

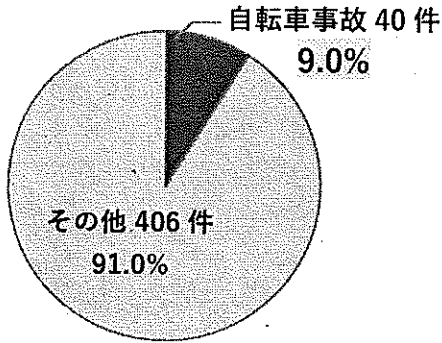
(平成27年度交通安全ファミリー作文コンクール優秀作品集より)

## 自転車乗車中の事故の状況

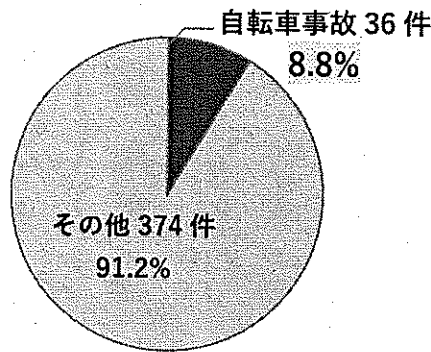
学校安全対策課 (R2. 8. 31)

◎日本スポーツ振興センター災害共済給付（請求件数）  
自転車乗車中の事故による請求の割合（H30～R2年度 4～7月 高知県）

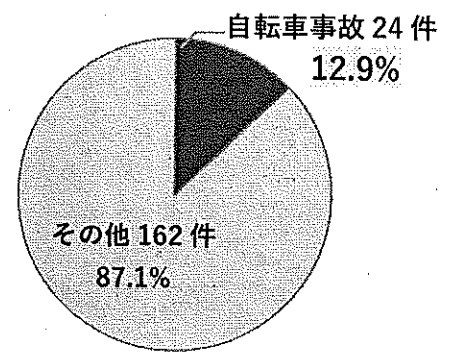
H30 請求件数 446 件



R1 請求件数 410 件



R2 請求件数 186 件



○請求件数のうち、自転車乗車中の事故が約1割

### 【自転車乗車中の事故による負傷の請求の内訳】

○登校中に発生したケースが多い。

<登校中> H30 (67.5%) R1 (50.0%) R2 (66.7%)  
<下校中> H30 (30.0%) R1 (47.2%) R2 (29.2%)

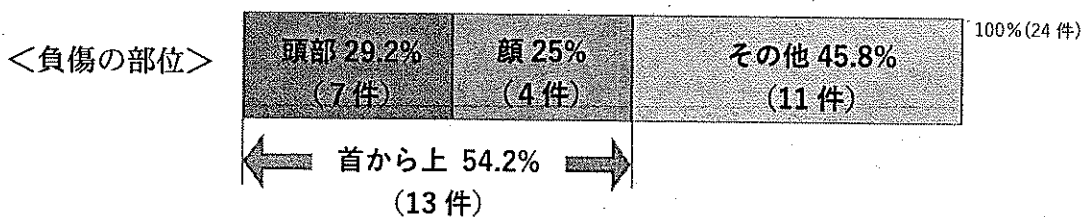
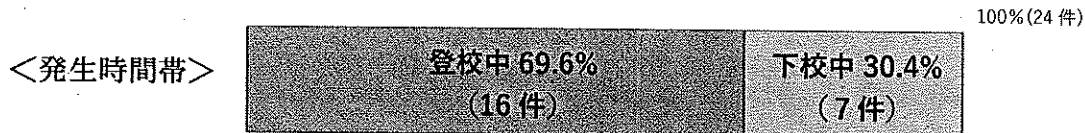
○首から上の部位を負傷したケースが約5割

H30 (35.0%) R1 (47.2%) R2 (54.2%) → **H30～R2年度平均 (45.5%)**

○頭部を負傷したケースが、R2年度では3割

H30 (5.0%) R1 (16.7%) R2 (29.2%)

R2年度（自転車乗車中の事故 24 件のうち）



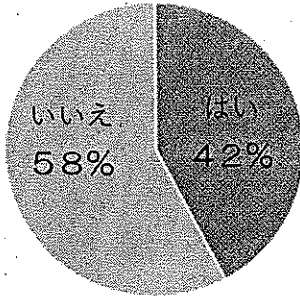
# 命を守るヘルメット！講演会 参加者アンケートより

R2. 8. 6実施

回答者数 中学生（ 15 ）人 高校生（ 37 ）人 合計52人

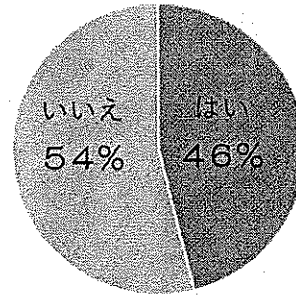
1 「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を知っていますか。

はい 22人 いいえ 30人



2 条例には、ヘルメットの着用についての内容が定められていることを知っていますか。

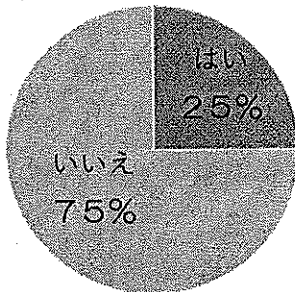
はい 24人 いいえ 28人



○約半数の生徒が条例に自転車乗車時のヘルメット着用について定められていることを知らない。

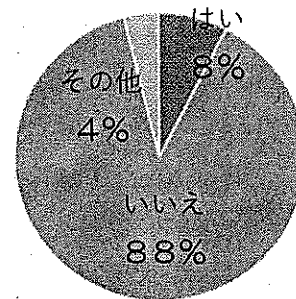
3 あなたはヘルメットを持っていますか。

はい 13人 いいえ 46人



4 自転車に乗車する時に、ヘルメットを着用していますか。

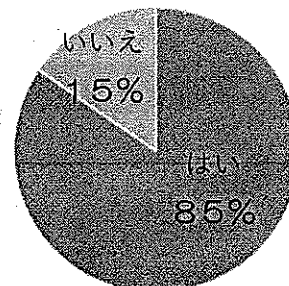
はい 4人 いいえ 39人 その他 2人



○25%の生徒がヘルメットを持っているのにも関わらず、ほとんどの生徒がヘルメットを被っていない。

5 今後、ヘルメット着用に関するイベントや勉強会、座談会、講演会などがあれば参加しますか。

はい 44人 いいえ 8人



○85%の生徒がこのような機会があれば参加したい。

6 自転車に乗車する時に、ヘルメットを着用する人を増やすためには、どうすればよいと思いますか。

○ルール化

- ・ 愛媛県のように義務にしてしまう。
- ・ 県や学校でヘルメット着用をルール化する。
- ・ 中高生の登下校時のヘルメット着用を義務化するべきだと思う。
- ・ 校則でヘルメット被らなければならないならば、被る人は増えると思う。
- ・ 条例や校則で義務付けする。
- ・ 個人の自主性に任せるとあまり増えないと思うので、学校にルールとして呼びかける方が確実に増えると思う。

○PR 活動、講演会、啓発活動など

- ・ ヘルメットを一度付けてもらう。ヘルメットの重要性を理解してもらう。
- ・ 被っている場合と被っていない場合の危険度の違いをもっと知ってもらう。
- ・ 今回のような講演会を定期的に増やしていく。
- ・ 被害にあった人の話を聞く。
- ・ ヘルメットを被ることで生存率が上がることをグラフなどを用いて、もっと多くの人に伝える。
- ・ 実際の事故（模擬）を見学させる。

○費用、デザイン、購入場所、その他

- ・ 入学時などに学校でヘルメットを販売する。
- ・ ヘルメットに様々なデザインがあることを広め、ヘルメットはダサイというイメージをなくす。
- ・ 学校で販売するなど入手可能な機会を増やす。
- ・ 学校で配る。
- ・ ヘルメットを被ることが当たり前だと思わせる。

**参加生徒の感想**

- ・ 今までは「暑い、邪魔、重い、かさばる」と思っていたが、それ以上に命の危険があると改めて思い、参加者の中にも実際にヘルメットで無事だった人や事故で友人をなくしてしまった人もおり、やはり自分の命の危険性について考えるとヘルメットは必要であると思う。
- ・ ヘルメットを被るということが目標ではなく、交通事故を防ぎ、身を守るということが、本当の目標と考えていきたい。
- ・ 自転車事故での損傷は、頭部が一番多くヘルメットを着用していないことで、死亡率が上がることが分かりました。ヘルメットを被るのは自分の命を守るためだから、みんなが被っていないから被らないのではなく、自分の命を守るためにこれからはヘルメットを被ろうと思いました。
- ・ 塩見さんのお話やグラフなどで、事故の現状を知って、私たち中高生が率先して、ヘルメットを被っていないといけないと思いました。実際に他の学校の方のお話や意見を聞くことができ、とても勉強になりました。この講演を受けて、ヘルメットの重要性に改めて気付かせてもらったので、そのリーダーとして学校をはじめ、高知県の皆さんのヘルメット着用が習慣となるようにしていきたいと思います。

